

猪名川町B & G海洋センター

指定管理者募集要項



令和7年7月

猪名川町地域振興部地域交流課

目 次

1. 指定管理者の募集について	1
2. 対象施設の概要	1
(1) 海洋センター	1
3. 供用日時	1
(1) 海洋センター	1
(2) 例外として	2
4. 利用料金	2
(1) 海洋センター	2
5. 利用料金の減免と免除	2
6. 年間利用状況	3
7. 指定管理者が行う業務	3
8. 管理運営上の留意事項	5
9. 指定管理者の指定の予定期間	5
10. 申請に必要な資格	5
(1) 単独の法人等で申請する場合	5
(2) 複数の法人等による連合体で申請する場合	5
(3) 暴力団排除	5
(4) その他の資格	5
11. 職員の配置	6
(1) B & G財団の配置条件	6
(2) 総括責任者の配置	7
(3) プールの職員配置	7
(4) B & G海洋クラブ	7
12. 管理に関する経費	7
(1) 指定管理料	7
(2) 施設維持管理運用経費	7
(3) 施設運用収入	8
(4) 区分会計の独立と管理口座	8
(5) 施設の修繕	8
(6) 備品の帰属等	8
13. 指定管理者と町の責任分担	8
14. 募集スケジュール	8
15. 応募の手続等	9
(1) 募集要項の配布	9
(2) 応募書類の受付	10
(3) 提出書類	10
(4) 複数の法人等が共同して応募する場合	11

(5) 提出部数	11
(6) 提出書類の取扱い	12
(7) 提出書類の不備	12
16. 指定管理予定者選定の基準等	12
(1) 選定方法	12
(2) 面接審査及び現営業施設の視察	12
(3) 選定基準	12
(4) 選定結果	12
17. 指定及び協定の締結	12
(1) 指定手続	12
(2) 協定の締結	12
18. 留意事項	13
(1) 選定審査対象からの除外	13
(2) 指定の取消し	13
19. その他	13
(1) 情報公開	13
(2) 今後の施設改修予定	13
20. 問合せ先	14

猪名川町B & G海洋センター等指定管理者募集要項

1. 指定管理者の募集について

猪名川町B & G海洋センター（以下「海洋センター」という。）の管理運営にあたり、施設の管理運営をより効果的・効率的に行うため、住民のサービス向上及び経費の節減等を図ることを目的として、広く管理運営を行える事業者を公募するものです。

2. 施設の概要

- (1) 名 称 猪名川町B & G海洋センター
- (2) 所 在 地 兵庫県川辺郡猪名川町伏見台1丁目1番地27
- (3) 敷地面積 5, 455 m²
- (4) 構造・規模 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、地上2階（1階駐車場）
建築面積1, 966. 63 m²
延床面積3, 708. 18 m²（うち駐車場1, 650. 96 m²）

(5) 施設配置

A 屋内施設

i) 屋内温水プール(2階)

25m×7コース、水深 1.10～1.20m

うち1コース分ウォーキング用ノンスリップ塗装

プールフロア装備 床高 0.40m

幼児用(変形)プール（ウォーターライダー含む） 水深 0.50m

その他（ジャグジー、採暖室、器具庫）

ii) その他施設

(1階) エントランスホール（エレベータ含む）、ポンプ室、機械室等

(2階) エントランスロビー、多目的室、ロビー、
更衣室(男子・女子・多目的)、シャワー室(男子・女子)
トイレ(男子2・女子2)、事務室、機械室 等

b 屋外施設

i) 駐車場（114台分）

付属設備（駐車券発行機、自動料金精算機、認証機 等）

ii) 駐輪場

iii) 遊歩道

iv) その他施設

植栽、外灯、屋外看板、フラッグポール、受変電設備 等

・ 上記施設の詳細については別添図面（配置図、各階平面図、各面立面図、断面図）による。

3. 供用日時

- (1) 開館期間 通年
- (2) 休館日 月曜日（その日が「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）

当るときはその翌日)

12月29日～翌年1月3日

ただし、駐車場は年中無休

- (3) 開館時間 プール室：午前10時～午後9時（火曜日～土曜日）
 午前10時～午後5時（日曜日・祝日・休日）
 多目的室：午前9時～午後10時（全開館日）
 駐 車 場：（入庫）午前5時30分～午後11時（通年全日数）
 （出庫）終日

- (4) 業務（勤務）時間 上記開館時間に見合った準備及び後整備に要する時間を加えた時間帯

※例外として、休館日、休業日又は時間外であっても特別な事由により、必要が生じた場合は、猪名川町（以下「町」という。）の指示により従事するものとする。

4. 利用料金

(1) 屋内温水プール

1回券 ・ ・ ・ ・ ・ 大人：700円、小人(中学生以下)：350円

(町外居住者 ・ ・ ・ 大人1,000円、小人(中学生以下)500円)

1ヶ月券 ・ ・ ・ 大人：5,600円、小人(中学生以下)：2,800円

(町内居住者のみ)

コース利用（1コース、1時間） ・ ・ ・ 1,700円（町外居住者：2,500円）

※ 3歳未満は無料。

※ 65歳以上の方、身体障害者手帳若しくは療育手帳をお持ちの方は半額。

(2) 多目的室（1時間） 550円（町外居住者：800円）

※町社会教育関係団体に登録された青少年団体は無料

※町社会教育関係団体に登録された団体は、半額

(3) 駐車場

① 通常

30分以内 無料、30分を超え1時間以内 100円、1時間を超えて1時間毎に100円

1日 600円、夜間料金 1,000円

② 施設利用者

3時間以内 無料、3時間を超え1時間毎に 100円、

1日 600円、夜間料金 1,000円

※ 指定管理者は、上記の額の範囲内において、町の承認を得て利用料金を定めるものとする。

※ 利用料金については指定管理者の収入とする。

5. 利用料金の減免と免除

指定管理者は、猪名川町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例第10条の規定に基づく利用料金の減免、又は猪名川町B&G海洋センター内駐車場利用料金条例第4

条の規定に基づく利用料金の免除を行う事ができる。

指定管理者は、上記のほか町の承認を得た場合は、利用料金の全額又は一部を減免することができる。

6. 年間利用状況

別紙「利用状況」及び「施設使用料等一覧」のとおり。

7. 指定管理者が行う業務

(1) 施設の利用の許可に関する業務

(2) 施設全般の管理運営に関する業務

- ① 施設の経営マネジメント業務
- ② 施設の総務・経理業務
- ③ 施設の集客促進業務
- ④ 防火管理
- ⑤ 備品の管理
- ⑥ 事業報告書の作成及び提出
- ⑦ その他施設の管理運営に関する事項

(3) プールの管理運営に伴う業務

- ① 受付、案内、改札
- ② 利用料金の徴収
- ③ 利用者の誘導、整理、安全確保
- ④ 遊泳監視
- ⑤ 水質管理、衛生管理
- ⑥ 傷病者等の救護措置、状況報告等
- ⑦ 利用者の集計及び報告
- ⑧ 業務日誌の作成及び月報の提出

(4) 建物及び附属設備の維持管理業務

- ① 運転監視及び保安業務
各施設を安全かつ効率よく運転・監視するとともに、適切な保安業務を実施すること。
- ② 清掃等
常に施設の環境を良好に保つこと。
- ③ 建物の維持管理
常に建物の維持管理に留意すること。
- ④ 設備・機械等の保守点検
設備・機械等の保守点検を実施すること。
- ⑤ 駐車場の管理
混雑時には整理・誘導を行うこと。
- ⑥ 消耗品の補充等
施設運営に係る必要な消耗品は、指定管理者において適宜補充、交換等を行うこ

と。(例：照明器具の交換など)

(5) 施設を活用した事業の実施（指定管理者の自主事業）

- ① スポーツの普及、振興を図るため、施設を活用した水泳教室等の町民の健康増進につながるような事業を、指定管理者の経費負担により実施すること。特に、現在実施している水泳教室等については継承すること。
- ② 事業の実施に当たっては、事業計画を事前に町に提出し承認を得ること。
- ③ 自主事業に係る参加費を参加者より徴収し、これを指定管理者の収入とする。
- ④ 水泳教室等の事業を実施する場合、一般の利用に支障のないように配慮すること。
- ⑤ 自主事業のプログラム作成に当たっては、年少者、高齢者及び障がい者に配慮すること。

(6) 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後、自主事業の状況、利用状況、管理運営状況、利用料金等の収入状況、管理運営に要した経費等の収支状況などを記載した事業報告書を町に提出するほか、管理運営状況について、町が指定した方法により定期的に報告しなければならない。

(7) 町及び教育委員会等の主催等の行事に関する事業

本施設を使用する町及び教育委員会等が主催等をする行事の受入及び運営について協力を行うこと。

(8) 猪名川町立小中学校、幼稚園の水泳授業等の指導に関する事業

猪名川町立小中学校、幼稚園の水泳授業等の受け入れ及び指導を行うこと。

実施期間日数及び指導する児童生徒数の見込みは以下（別紙）のとおり。

年度	指導期間	実施校数
令和8年度	1学期のみ	3校
令和9年度	2、3学期のみ	3校
令和10年度	全期間	6校
令和11年度	全期間	6校
令和12年度	全期間	6校

詳細については、別添水泳授業 B&G 委託仕様書に基づき実施すること。

※別途教育振興課と委託契約を締結し、実施すること。

(9) 部活動地域展開に伴う地域クラブの運営

令和8年度に地域展開されるクラブ活動について、町の認定を受けてクラブの運営について協力を行うこと。

(10) 公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団に関する業務

- ・ 海洋センターは、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団（以下「B & G財団」という。）より無償譲渡を受けており、「B & G財団猪名川海洋センター施設等無償譲渡契約」を締結していることから、譲渡条件を履行すること。
- ・ B & G財団から利用状況の日次報告、月次報告、調査及び資料等の提出依頼があったときは、B & G財団が指定する方法（情報ネットワークシステム）により定期的に報告を行うこと。

- ・ 海洋性レクリエーション指導員養成研修等へ職員を派遣すること。
- ・ B & G財団が実施する各種事業等に協力すること。

(11) その他

本施設管理運営に関して、町が必要と認める業務

8. 管理運営上の留意事項

- (1) 「猪名川町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」、「同施行規則」、「猪名川町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例」、「同施行規則」、「猪名川町B & G海洋センター内駐車場利用料条例」、「同施行規則」、「猪名川町B & G海洋センター内駐車場管理規則」及び兵庫県が定める「遊泳用プール指導要綱」を遵守すること。
- (2) 「労働基準法」、「最低賃金法」、「労働安全衛生法」及び「消防法」その他関係法令の規定を遵守すること。
- (3) 「猪名川町暴力団排除条例」、「同施行規則」を遵守すること。
- (4) 業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理に当たり、「猪名川町個人情報保護条例」及び「猪名川町情報公開条例」の趣旨を踏まえ、適切な管理を行うこと。
- (5) 本要項、協定、町の指示等は遵守すること。
- (6) 町の施策、事業には協力すること。
- (7) 指定期間中、町が行う調査等について協力すること。
- (8) 他業者へ施設の管理業務全体を再委託してはならない。
- (9) 許可無く施設の改造、改修等をしてはならない。
- (10) 施設の事務所を指定管理者の事務所として使用してはならない。
- (11) 町が設置した社会教育施設予約システムによる施設の利用許可に関する業務を行うこと。
- (12) 施設を施設の目的外に使用する場合（自動販売機の設置等）は、町の許可を受け、町に所定の使用料を納付すること。
- (13) 職員が基本的人権について正しい認識をもって業務の遂行を行えるよう、適切な研修を実施すること。
- (14) 「猪名川町環境の保全と創造に関する条例」を十分理解し、地球環境に配慮した業務を行うこと。
- (15) 年1回以上利用者を対象にアンケート調査等を実施し、常に利用者ニーズの把握に努めること。

9. 指定管理者の指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

10. 申請に必要な資格

法人又は団体（以下「法人等」という。）が対象で、法人格の有無は問わない。ただし、個人は対象とならない。

- (1) 単独の法人等で申請する場合は、次の条件のすべてに該当しなければならない。

- ① 兵庫県又は大阪府内に本社・支社・営業所等を有し、業務に関する判断、指揮命

令権のある者が常に所在していること。

- ② スポーツ施設の運営実績、公共施設の運営実績又はこれに準ずる運営実績を有していること。ただし、施設の維持管理業務のみの実績は除く。

(2) 複数の法人等による連合体（以下「連合体」という。）で申請する場合は、次の条件のすべてに該当しなければならない。

- ① 連合体を構成する法人等（以下「連合体構成法人等」という。）の数は2以上とし、それら連合体構成法人等の中から代表する法人等を選出しなければならない。
- ② 連合体構成法人等のいずれも上記（1）の①の条件を満たすこと。
- ③ 連合体構成法人等のいずれかが上記（1）の②の条件を満たすこと。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

(4) その他の資格

- ① 宗教活動及び政治活動を目的としていないこと。
- ② 法人等（法人格を有していない団体にあつてはその代表者）が次に掲げる税を滞納していないこと。
 - ・ 所得税又は法人税
 - ・ 消費税及び地方消費税
 - ・ 本町の町税（町に対して納税義務がある場合に限る。）
- ③ 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ④ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- ⑤ 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- ⑥ 団体又はその代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる指定暴力団又はその構成員でないことのほか、指定管理者としてふさわしくない者でないこと。
- ⑦ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- ⑧ 猪名川町から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑨ 県・市町等を問わず、指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。

※ 連合体構成法人等は2以上の本申請に係る連合体構成法人等になることができない。

※ 単独で指定管理者の申請をする法人等は、本申請に係る連合体構成法人等になることができない。

11. 職員の配置

利用者の安全確保を最優先に、必要な有資格者及び経験者等、適正な職員を配置するとともに、利用者本位の運営を行い、常にサービスの向上に努めること。

(1) B & G財団の配置条件

- ・ B & G財団が定める一類屋内温水プールの指導員配置に関する基準を満たすこと。

※資格取得者がいない場合は、指定管理者選定後、早期に資格を取得すること。

(2) 総括責任者の配置

- ・ 公共の福祉と健康づくりに関して見識を有するとともに、経営能力を備え、類似するスポーツ施設の管理運営の実績がある者を1名配置すること。

(3) プールの職員配置

- ・ 全般的な監督・調整の任に当たり、水泳技術に熟練し、業務遂行上必要な知識を有している主任責任者を1名配置すること。
- ・ プールの監視業務に従事する者は、水泳技術に熟練し、業務遂行上必要な知識を有した者であること。

(4) B & G海洋クラブ

本施設は平成27年2月25日付、登録第358号により小規模海洋クラブ「B & G猪名川海洋クラブ」としてB & G財団に登録されているので、下記要件に示す体制を整え活動すること。

① 指導体制

- ・ センターインストラクターが2名以上常勤していること。
- ・ 現在のB & G指導者会（センターインストラクターまたはリーダーを含む）の体制を引き継ぎ、海洋クラブの活動に協力すること。

② 構成員

- ・ クラブ員は指導員5名以上で構成し、代表者は成人であること。

※ (1) (2) (3) は兼務できるものとする。

※ 職員の雇用に際し、現職員の雇用について可能な限り協力ください。

12. 管理に関する経費

本施設は、地方自治法第244条の2第8項及び第9項の規定する利用料金制を採用し、利用料金を指定管理者の収入とし、施設を運営していただきます。

(1) 指定管理料

- ① 町は、当該施設の維持管理運用経費から同施設運用収入を減じた額として提案された金額を基に指定管理者と協議し、指定管理料として支払う。
 - ・ 指定管理料 = 施設維持管理運用経費 - 施設運用収入
- ② 指定管理料の額及び支払方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づき、提案のあった指定管理料の範囲内で指定管理者と協議の上、基本協定において定めるものとする。経費は町の会計年度（4月1日から翌年3月31日）を基準とする。支払い時期・方法については、別途協定で定めるものとする。
- ③ 指定管理料が提案額より上回ることも補填はしない。

(2) 施設維持管理運用経費

- ① 指定管理者が行わなければならない維持管理運用業務に係る、人件費、消耗品費、光熱水費、設備の保守点検費等及びその他維持管理運営に係る全ての経費を含むものとする。
- ② 修繕費については、主要な施設・設備機器の修繕については町の負担とする。ただ

し、施設管理上の瑕疵があるとき及び小規模修繕（限度額50万円／年）については指定管理者の負担とする。

③ 町が設置している自動販売機（3台）の光熱費については、指定管理者の負担とする。

④ 券売機については、指定管理者により調達すること。

⑤ 複合機については、指定管理者により調達すること。

（3）施設運用収入

① 利用料金収入

② スポーツ教室受講料収入

③ 物販事業等収入

（4）区分会計の独立と管理口座

指定管理者は、自身の団体と独立した会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、収入及び経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理すること。

（5）施設の修繕

（2）の施設維持管理運用経費②により施設の修繕を行う場合は、事前に町と協議を行い実施すること。

（6）備品の帰属等

備品の購入に関しては事前に町と協議を行い、施設維持管理運用経費により購入した備品は指定期間終了後に町に帰属するものとする。

13. 指定管理者と町の責任分担

指定管理中の指定管理者と町との責任分担（リスク分担）は、「リスク分担表」のとおりとし、町議会で指定の議決を経た後に締結する基本協定に明記する。

14. 募集スケジュール

	内容	スケジュール（予定）
1	募集要項の配布	令和7年7月24日（木）～令和7年8月22日（金）
2	応募書類の受付	令和7年7月24日（木）～令和7年8月22日（金）
3	施設見学会参加受付	令和7年7月25日（金）正午まで
4	施設見学会	令和7年7月28日（月）午後1時
5	質問書受付	令和7年7月28日（月）～令和7年8月6日（水）
6	質問書回答	令和7年8月13日（水）までに町ホームページ掲載
7	選定委員会による審査（書類及び面接審査）	令和7年9月（予定） 日時が決定次第、別途通知します
8	選定結果	選定後、すみやかに通知します
9	指定管理者候補者の決定	令和7年度12月定例議会
10	基本協定及び令和3年度協定の締結	議決後
11	指定管理者による業務開始	令和8年4月1日

15. 応募の手続等

応募に係る経費は応募者の負担となります。

(1) 募集要項の配布

① 配布期間

令和7年7月24日（木）から令和7年8月22日（金）まで
午前9時から正午、及び午後1時から午後5時まで

② 配布場所

猪名川町地域振興部地域交流課

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑1-1

猪名川町役場 第2庁舎2階

電話 072-766-8783

※町ホームページからダウンロード可能 (<http://www.town.inagawa.lg.jp/>)

③ 質問の受付及び回答

・受付期間

令和7年7月28日（月）から令和7年8月6日（水）午後5時まで

・受付場所

猪名川町地域振興部地域交流課

・質問方法

質問書（様式4）に必要事項を記載のうえ、E-mailにて送付

（窓口・電話での質問は原則受け付けません）

質問送付先電子メールアドレス sports@town.inagawa.lg.jp

電子メールの件名は【B&G 海洋センター質疑：(会社名)】としてください。

なお、送信後電話により確認を行ってください。

・回答方法

各事業者より提出された質疑は、事業者名以外の内容を取りまとめ、全ての回答を取りまとめた「質疑回答書」を作成し、令和7年8月13日（水）までに猪名川町ホームページに掲載しますので、必ず確認してください。

・その他

回答内容については、本要項及び仕様書の追加または修正とみなします。

④ 施設見学会

本施設の状況をご確認いただくため、施設見学会を次のとおり開催します。

見学会の当日は本募集要項等を持参してください。

・開催日時

令和7年7月28日（月） 午後1時

＊ 出席者は各団体2名以内とします。

・開催場所

猪名川町B&G海洋センター

住所：兵庫県川辺郡猪名川町伏見台1-1-27

電話：072-767-4100

- ・ 申込方法

参加申込書により、FAX、電子メールで行ってください。なお、送信後電話により確認を行ってください。

電子メールの件名は【B&G 海洋センター施設見学会：(会社名)】としてください。

申込期限：令和7年7月25日（金）正午必着

申 込 先：猪名川町地域振興部地域交流課

電 話：072-766-8783

F A X：072-766-8893

E-mail：sports@town.inagawa.lg.jp

（2）応募書類の受付

① 提出方法及び提出期間

方法：申請書は持参ください。

期間：令和7年7月24日（木）から令和7年8月22日（金）まで

午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

なお、提出期限を経過した後は、受付しません。また、提出期限後に応募書類の変更及び追加は認めません。

② 提出場所

猪名川町地域振興部地域交流課

兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1

猪名川町役場 第2庁舎2階

（3）提出書類

応募にあたっては、前記内容を踏まえた上で次の書類を提出ください。

なお、提出書類中、事業計画書、収支計画書及び管理体制計画書には、選定基準等を踏まえた上で、当施設の設置目的に応じた管理運営を行うにあたっての基本的な考え方とその実現方法を示してください。特に、事業計画書には、応募者が有するノウハウを活用し利用者サービスの向上と経費の節減を図るための具体的な方策を示してください。

① 指定管理者指定申請書（様式1-1、様式1-2）

② 連合体結成にかかる協定書またはこれに相当する書類（任意様式）

③ 法人等の概要、スポーツ施設及び公共施設の運営実績（様式2-1、様式2-2）

④ 本年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

⑤ 役員の名簿、及び履歴書

⑥ 定款又は寄附行為及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつてはこれらに相当する書類）

⑦ 印鑑証明書

⑧ 前事業年度における法人等の法人税申告書の写し、貸借対照表、事業報告書及び収支計算書又は損益計算書

⑨ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

⑩ 施設の管理運営に関する事業計画書（様式3-1から3-8）

当該施設の管理運営に関する業務を最も適正かつ確実に行うことができるもの。

ア) 運営（事業）計画について

- ・ 施設の現状認識、市場調査及び集客について
- ・ 教室、定期使用プログラム等の自主事業について
- ・ その他の自主事業について
- ・ 料金設定について

イ) 施設、設備の維持管理について

- ・ 保守、清掃、警備、光熱水量、その他維持管理について
- ・ 修繕について

ウ) 施設の設置目的等を損なわない範囲で、施設・設備の一部を変更、改修、整備することについて。

⑪ 収支計画書

ア) 令和 8 年度から令和 1 2 年度間における当該施設の管理運営業務に関する各年度の事業計画書及び収支計画書（供用日時を変更する提案をする場合は、変更する場合としない場合のそれぞれの事業計画書及び収支計画書を提出すること。）

イ) 自主事業の計画（供用日時を変更する提案をする場合は、変更する場合としない場合のそれぞれの自主事業の計画を提出すること。）

ウ) 人員の配置計画やローテーション（供用日時を変更する提案をする場合は、変更する場合としない場合のそれぞれの人員の配置計画やローテーションを提出すること。）

エ) 配置する職員に対する研修計画

オ) 集客促進策

※猪名川町スポーツセンター等、町内の他の公共施設との間で相互の施設 P R や、新たな利用促進につながる提案、また相互の施設を活用し協力した取り組み・イベント等を提案すること。

カ) 災害や事故発生時の連絡体制などの危機管理対策

キ) その他の提案（任意提出）

⑫ パンフレット等、組織、運営及び事業概要が分かるもの。

⑬ 猪名川町暴力団排除条例施行規則第 3 条に係る様式第 1 号「誓約書」及び「団体の役員名簿」

※ 提案内容の実施については、指定管理者と選定された場合、改めて協議することとします。

(4) 複数の法人等が共同して応募する場合

複数の法人等がグループを構成し応募する場合は、代表者を定め、「事業計画書」にその旨を明記してください。

(5) 提出部数

正本を 1 部と、副本（各写し）6 部を同時に提出してください。また、PDF データを CD 又は DVD 1 枚に保存し提出してください。

(6) 提出書類の取扱い

- ① 応募書類の著作権は法人等有する。ただし、指定管理者に指定された法人等の応募書類の著作権は町に有する。
 - ② 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等で係争されている第三者の権利を使用して起こした問題は法人等が責を追う。
 - ③ 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- (7) 提出書類の不備
- 著しい不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

16. 指定管理予定者選定の基準等

(1) 選定方法

猪名川町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づき、猪名川町指定管理者選定委員会で、書類審査及び面接審査により選定します。

(2) 面接審査及び現営業施設の視察

書類審査の結果、必要に応じて面接審査及び現営業施設の視察を実施します。

面接及び視察を実施する法人等（連合体を含む。）には、日時、場所、出席人数等について後日連絡します。

(3) 選定基準

指定管理者候補法人等は、猪名川町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例第4条に規定する次の基準を基本として、公平かつ適正に審査し選定します。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、町長等が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める事項を充足すること。

(4) 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、別紙「指定管理者選定評価表」のとおり。

(5) 選定結果

指定管理者候補法人等の選定後、選定結果を応募された法人等（連合体を含む。）に、速やかに文書で通知します。

17. 指定及び協定の締結

(1) 指定手続

選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、町議会の議決を経て指定管理者として指定します。

(2) 協定の締結

- ① 指定管理者の指定後に、町と指定管理者は、指定管理者業務に関する基準、事業報

告に関する事項その他指定管理者期間中の包括的な事項を定めた基本協定及び年度ごとの実施事項を定めた年度協定を締結します。

- ② 協定の締結に当たり必要な事項については、町と指定管理者が協議の上定めることとします。又、指定管理者が次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。
- ・ 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
 - ・ 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
 - ・ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

18. 留意事項

(1) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当する場合には失格とし、審査の対象から除外します。また、連合体で申請する場合においては、連合体構成法人のいずれかが次の要件に該当する場合は、連合体による申請を失格とします。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ② この要項に違反又は著しく逸脱した場合。
- ③ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合。
- ⑤ 猪名川町から指名停止措置を受けている場合。
- ⑥ 県、市町等を問わず、指定管理者の指定の取り消しを受けている場合。
- ⑦ その他不正行為があった場合。

(2) 指定の取消し

町が、管理業務等を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。この場合、指定管理者の損害に対して町は賠償しません。

また、取消しに伴う猪名川町の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

19. その他

(1) 情報公開

提出された書類及び選定結果等は、猪名川町情報公開条例に規定する公文書に該当し、公開請求の対象となります。また、当該条例に基づき公表することがあります。

(2) 今後の改修予定

本施設は、令和8年9月頃から約1年間かけてプール吊天井（特定天井）部落下対策工事、プール系統空調ダクト更新工事、プール天井部雨漏り・結露水対策工事、1階駐車場天井部漏水・結露水対策工事、日生中央駅連絡通路橋修繕工事を実施する予定としており、その間は休館とします。

また、施設の照明設備について、LED化への改修を予定しています。

20. 問合せ先

猪名川町地域振興部地域交流課 スポーツ担当 田中、出水

〒666-0292 猪名川町上野字北畑1-1

TEL 072(766)8783

FAX 072(766)8893